

新設分割にかかる事後開示書面

(会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づく開示事項)

大阪市西区境川二丁目2番90号
コンドーテック株式会社
代表取締役社長 近藤 勝彦

東京都江東区南砂一丁目9番3号
日本足場ホールディングス株式会社
代表取締役社長 江尻 友征

コンドーテック株式会社(以下「当社」といいます。)は、2021年1月22日付で作成した新設分割計画書に基づき、2021年4月1日を効力発生日として、日本足場ホールディングス株式会社(以下「新会社」といいます。)を新たに設立し、当社が営む足場施工事業を営む子会社の経営管理を主な業務とする統括事業に関して有する権利義務を承継させる新設分割(以下「本分割」といいます。)を行いました。

本分割に関し、会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 本分割が効力を生じた日

2021年4月1日

2. 当社における法定手続きの経過

(1) 新設分割の差止請求

本分割は、会社法第805条に規定される簡易新設分割に該当し、同法第805条の2但書に定める場合に該当するため、差止請求に係る手続は実施しておりません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

本分割は、会社法第805条に規定される簡易新設分割に該当し、同法第806条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続は実施しておりません。

(3) 新株予約権買取請求手続

本分割において、会社法第808条第1項第2号の要件を充たす新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に関する手続は実施しておりません。

(4) 債権者異議手続

本分割にあたって、新会社が当社から承継する債務はありませんので、会社法第 810 条第 1 項第 2 号に定める債権者が存しないことから、同条に定める債権者保護手続は実施していません。

3. 新会社が当社から承継した重要な権利義務に関する事項

新会社は、2021 年 4 月 1 日をもって、新設分割計画書に記載された、当社のテックビルド株式会社、東海ステップ株式会社及び株式会社フコクの統括事業に関する資産（株式全部等）及びこれに関する権利義務を承継いたしました。

4. その他本分割に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以 上